

お知らせ掲示板

くらし

8月は市県民税第2期の納期です

納期限は8月31日です。納期限までにお支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。

詳しくは、市ホームページへ。

【クレジットカード納付】 【Web口座振替登録】



(納税課 ☎328-2204)

お墓参り用臨時バスを運行します

☎8月13日(土)～15日(月) ㊦お墓参りが多い8月のお盆の時期に、三山荘と桃尾墓園間で臨時バスを運行します ※途中での乗り降りはありません。㊦指定管理者:株式会社パブリックビジネスジャパン(☎237-7266)

【三山荘までのバス(有料)】

熊本都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば)

※三山荘バス停で下車し、臨時バスに乗り継ぎとなります。

【運行時間】

※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

8月13日(土)・15日(月)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	8:30	8:45
2	9:20	9:40
3	10:30	10:50
4	11:20	11:40
5	12:10	12:30
6	13:10	14:35

8月14日(日)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	9:05	9:20
2	10:10	10:30
3	11:00	11:20
4	11:40	12:00
5	12:20	12:40
6	13:10	14:35

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

マイナンバーカードの申請はお早めに

2022年9月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイント第2弾の対象となり、カードの新規取得で最大5,000円分、健康保険証としての利用登録で7,500円分、公金受

取口座の登録で7,500円分のポイントがもらえます。9月下旬は窓口が大変混み合いますので、カードの申請はお早めをお願いします。カードの申請やマイナポイントの申し込みは区役所・総合出張所・市マイナンバーカードサテライトで可能です。

※マイナポイントに関する問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)へ。

(地域政策課 ☎328-2067)

マイナンバーカードの予約受取をぜひご利用ください

例年、8月中旬のお盆期間はマイナンバーカードの交付窓口が大変混雑します。中央区役所と東区役所では事前に受取を予約できる、平日の予約専用窓口も設けていますので、ぜひご利用ください。

また、土日祝(システムメンテナンス、年末年始除く)も受取可能な熊本市マイナンバーカード中央区サテライト(サクラマチクマモト地下1階)、熊本市マイナンバーカード東区サテライト(ゆめタウンサンピアン3階)もぜひご利用ください。サテライトは完全予約制ですので、スムーズなご案内が可能です。

※予約受取は市マイナンバーカードコールセンター(☎277-1869)へ下記の日程までにご連絡ください。

中央区役所	希望日の2開庁日前(土日祝除く)まで
東区役所	希望日の5開庁日前(土日祝除く)まで
中央区サテライト(サクラマチクマモト)	希望日の4開庁日前(土日祝除く)まで
東区サテライト(ゆめタウンサンピアン)	希望日の5開庁日前(土日祝除く)まで ※火・水曜は閉庁(祝日の場合は開庁)

(地域政策課 ☎328-2067)

原爆の日、終戦記念日に1分間の黙とうを

広島市と長崎市では、原爆が投下された時刻に、原爆死没者の霊を慰め世界の恒久平和の確立を願って、1分間の黙とうが捧げられます。また、終戦記念日にも全国で黙とうが捧げられます。

本市でも、1分間のサイレンを鳴らしますので、家庭や職場などご協力をお願いします。

※地域によってはサイレンが聞こえづらい場合があります。

【黙とうを捧げる日時】

広島市の原爆の日

8月6日(土) 午前8時15分

長崎市の原爆の日

8月9日(火) 午前11時2分

終戦記念日

8月15日(月) 正午

【核不拡散条約(NPT)再検討会議開催について】

令和4年8月1日から26日の日程

でニューヨークの国連本部にて

NPT再検討会議が開催されます。

唯一の被爆国である日本も、岸田

総理が日本の首相として初めて出席を予定しています。

詳しくは、熊本県原爆被害者団体協議会(☎356-4776)へ。

※事務所開所日 毎週月・水・金

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

平和について考えましょう

今年の8月15日で77回目の終戦記念日を迎えます。本市では、平成7年7月27日に平和都市宣言を行っており、市民の皆さんとともに、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるための取り組みを行い、平和な社会の実現に向け努力していきます。

【平和都市宣言】

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

(政策企画課 ☎328-2035)

北方領土問題への関心・理解を深めましょう

毎年8月、2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です。北方四島(択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島)は日本固有の領土です。北方領土問題の早期解決に向け関心を持ち、さらに理解を深めましょう。

詳しくは、内閣府北方対策本部(☎03-5253-2111)へ。

(広報課 ☎328-2043)

台風への備えはできていますか?

これからの時期は、台風の発生が多くなります。日頃から次のような準備

をしておきましょう。

- ・シャッターや雨戸は確実に閉まるか確認し、必要に応じて補強する。
- ・強風で飛ばされそうな物品は、固定するか、屋内へ収納する。
- ・自宅や職場周辺の危険箇所や避難場所、避難経路を確認する。
- ・避難の際に必要な「非常持ち出し品」、「非常備蓄品」などを準備する。
- ・台風の進路、避難などの情報を確認し、災害の危険性の有無を確認する。

風が吹き出してから避難は非常に危険です。台風の避難行動は、風が吹き出す前にすることが重要です。

「自分の身は自分で守る」という心構えで、早めに自分で判断し避難行動をしましょう。

(消防局警防課 ☎363-7174)

台風へ備えて空き家の管理を

適正に管理されていない空き家は台風時に近隣に被害をもたらす恐れがあります。空き家の管理は所有者・管理者の責任です。台風へ備えて一度空き家の点検を行いましょう。

【事前の点検】

強風により飛散する恐れはないか、屋根、壁、敷地内の樹木などの状態を確認しましょう。風が強くなってからの点検や補修は非常に危険なため、事前に行いましょう。

【事後の確認】

台風がおさまったあとは現地に行き、再度、危険がないか必ず確認をしましょう。

(空家対策課 ☎328-2514)

健軍川、藻器堀川・保田窪放水路の河川整備計画について意見交換会を開催します!

㊦①8月24日(水)午後7時～(1時間程度)②8月29日(月)午後7時～(1時間程度)③9月20日(火)午後7時～(1時間程度) ㊦①託麻公民館ホール②尾ノ上地域コミュニティセンターホール③市総合体育館・青年会館ホール ㊦計画に住民意見を反映させるための意見交換会

詳しくは、市ホームページへ。

(河川課 ☎328-2571)

クーリング・オフ制度

【クーリング・オフとは】

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的に行われた販売行為に対し、契約者が冷静に考える期間を設け、無条件に契約の解除ができる制度です。

【クーリング・オフできる期間】

契約書を受け取ってから8日間(マルチ商法など複雑な取引は20日間)

【クーリング・オフできない契約】

- ・店舗販売
- ・通信販売、インターネットショッピング
- ・3,000円未満の現金取引
- ・使用した健康食品や化粧品などの消耗品
- ・自動車の購入、自動車のリース・・・など

【クーリング・オフの手続き方法】

- ・「書面(はがき可)」で行う場合
送付する前に、はがきの両面をコピーしておきましょう。特定記録郵便または簡易書留など、発信の記録が残る方法で送付し、コピーや送付の記録と一緒に保管しておきましょう。

- ・「電磁的記録」で行う場合
(令和4年6月1日から電子メール等でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。)

まず契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。通知後は送信したメールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。また、クレジット契約の場合には、信販会社への通知も出しましょう。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わずご相談ください。

相談時間 月～金(祝日を除く)
午前9時～午後5時

(消費者センター ☎353-2500)

くらしの中の人権 104

水俣病に関する人権問題

水俣病とは、チッソ水俣工場から排水と一緒に毒性の強いメチル水銀が水俣湾に流され、それが魚介類に取り込まれて、その魚介類を長い間たくさん食べたことにより発生した公害病です。

水俣病は、メチル水銀による中毒症であり、空気や食物を通じて人から人へ感染することはありません。また、遺伝により発生することはありません。

現在、水俣湾は県の調査によって安全が確認されています。また、国や水俣市では、水俣病について正しく学べるよう体制を整え、教育啓発活動に努めています。

私たち一人ひとりが、水俣病に対する正しい知識を持ち、被害を受けた方々の視点に立って考え、水俣病に対する差別や偏見をなくしていくことが大切です。

(人権政策課 ☎328-2333)